

第二期地方分権改革に関する指定都市の意見  
(第1次提言)

〔概要版〕

○ 第一期地方分権改革

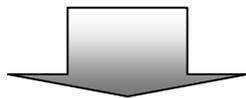
法令や国庫補助負担金の要綱による細かな関与・義務付けが残存

→ 地方自治体の裁量を制限

○ 三位一体の改革

国庫補助負担金改革における負担率の引下げなど地方への負担転嫁が目立つ

→ 地方の自由度・裁量権は拡大しない



「未完の分権改革」

指定都市は

- ・ 市民に最も身近な行政サービスを提供
- ・ 各圏域の中核都市として、様々な都市的課題を解決

国全体にとって重要な役割を担っているにもかかわらず

権限や財源が不十分であり、自立的な自治体運営に支障

- ・ 国に先駆けた行財政改革を実施
- さらなる推進

- ・ 住民本位の自主的かつ総合的な行政運営
- ・ 国・道府県に依存しない自立的な自治体運営

真の  
地方分権改革

地域及び周辺圏域住民の福祉の向上  
都市インフラの整備・充実

国全体の活力  
増強へ

## 第1章 第二期地方分権改革に対する指定都市の基本的考え方

### 1 国と地方の役割分担の明確化

- ・ 国の役割は外交や防衛などに重点化
- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる
- ・ 住民生活に直結した行政分野（まちづくり、社会保障など）における徹底した役割分担の見直し

### 2 市町村への大幅な権限移譲の推進

- ・ 明確化した役割分担に応じたさらなる権限移譲
- ・ 補完性・近接性の原理による市町村間の水平連携
- ・ 都道府県の事務は市町村間の連携等では対応できない事務に重点化

### 3 国や都道府県による関与の廃止・縮小の一層の推進

- ・ 個別法令による地方自治体に対する義務付けの撤廃・緩和の推進
- ・ 国や都道府県による関与の一層の廃止・縮小

### 4 役割分担に応じた国と地方間の税の配分の是正

- ・ 新たな役割分担に応じた税の配分に是正
- ・ 当面、国と地方間の税の配分が5：5となるよう消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から地方に税源移譲
- ・ 地方税中心の歳入構造に

### 5 国庫補助負担金の改革

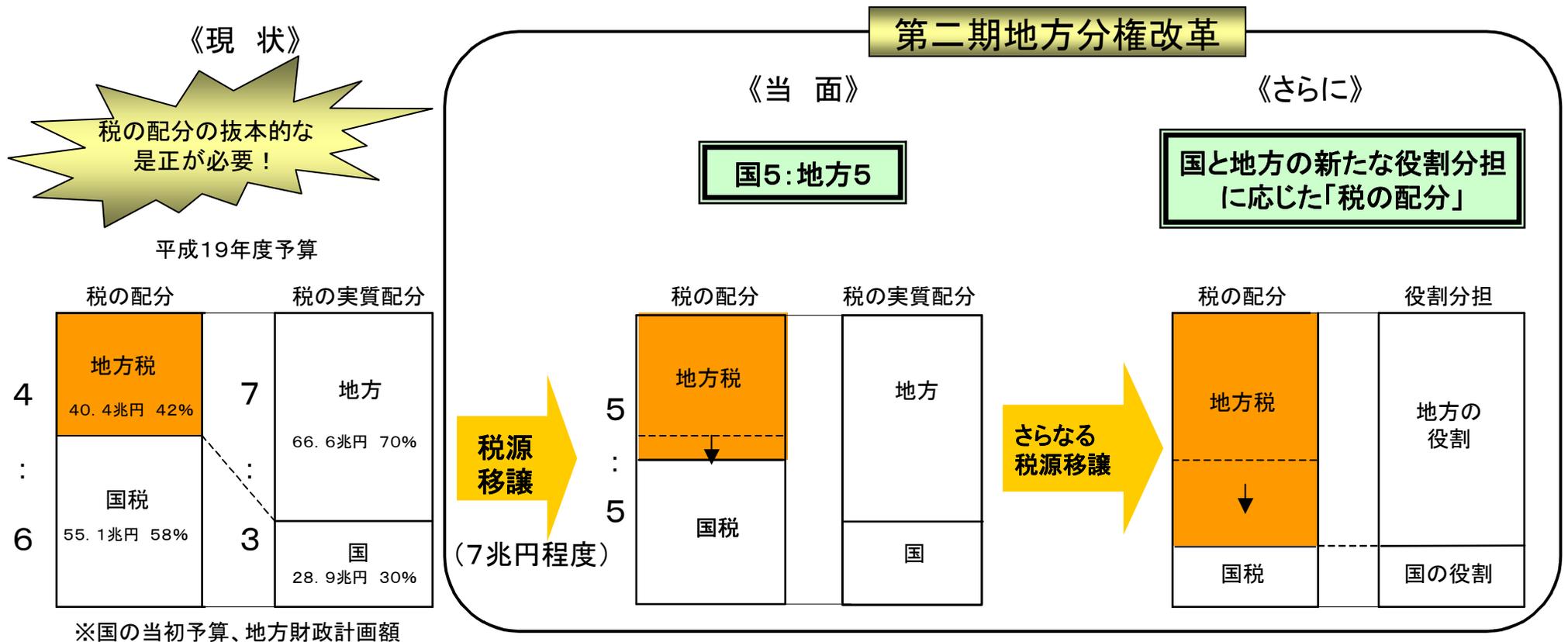
- ・ 真に国が義務的に負担すべき分野を除く国庫補助負担金（交付金化されたものを含む。）の廃止と税源移譲

### 6 地方交付税の改革

- ・ 財源保障機能と税源偏在調整機能の双方を重視
- ・ 地方交付税の法定率引上げによる地方財源不足額の解消
- ・ 国の関与・義務付けの見直しを行わないまま、総額圧縮を先行しない
- ・ 大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みの構築

(参考) 役割分担に応じた国と地方間の税の配分の是正

国・地方における租税の配分



※ 税の实质配分：地方税、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金など

## 第2章 分権型社会にふさわしい大都市制度のあり方

### 1 指定都市の現状と制度上の問題点

#### (1) 指定都市の現状

- ・ 住民に最も身近な基礎自治体として高度で良質な行政サービスを提供
- ・ 人口の集中や産業・経済活動の集積に伴い、基幹的な交通インフラの整備などの大都市特有の行財政需要に対応 → 都市圏における中枢都市として機能
- ・ 都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導
- ・ 都市基盤の更新のための経費や、社会保障関連経費など、都市的財政需要への対応が課題

#### (2) 制度上の問題点

- ・ 一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、大都市としてのポテンシャルが十分に発揮できない
- ・ 道府県に代わって実施している事務の所要額が措置されていないなど、大都市の実態に応じた税財政制度になっていない

### 2 あるべき大都市制度の姿

#### (1) 大都市特有の行財政需要に対応できる新たな行政制度の創設

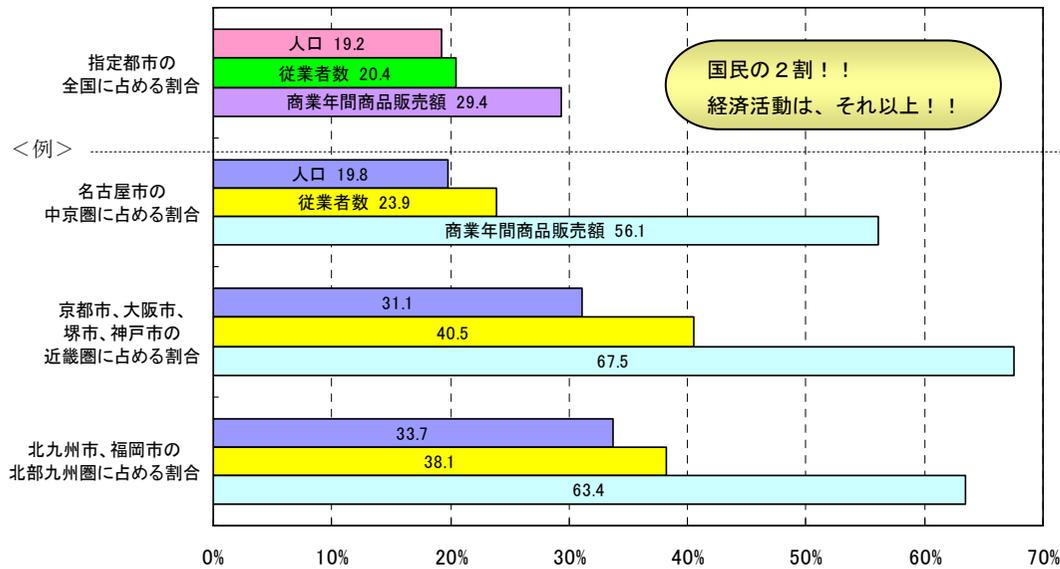
- ・ 指定都市は、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の全ての事務を担うべき  
→ 大都市における役割の差異等を考慮し、多様性に応じた弾力的な大都市制度の創設
- ・ 広域的な行政課題については、指定都市を中心とした基礎自治体間の連携により対応すべき
- ・ 道府県からの権限移譲は、道府県条例による特例で対応せず、法律で包括的に指定都市の事務として位置付けるべき

#### (2) 大都市の機能を発揮するための新たな税財政制度の創設

- ・ 消費・流通課税、法人所得課税などの都市財源の充実を図ることにより、大都市の実態に応じた税財政制度を確立すべき
- ・ 指定都市が果たすべき役割に応じ、国・道府県からの税源移譲による新たな税制を創設すべき

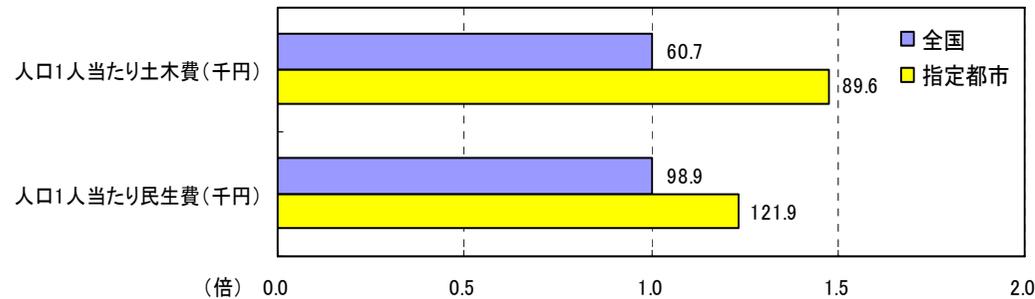
## (参考) 指定都市の現状

### 都市圏における中枢性の例

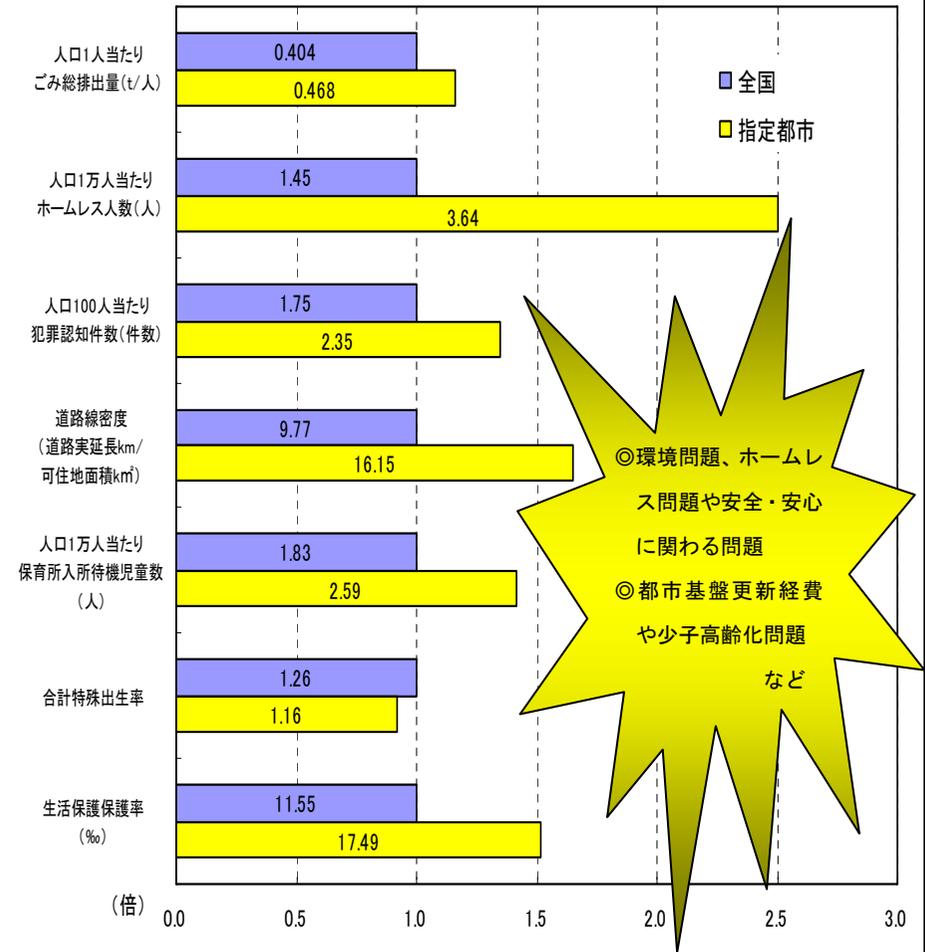


・中京圏：岐阜県、愛知県、三重県 ・近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 ・北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県

### 都市的財政需要（全国平均との比較）



### 都市の課題（全国平均との比較）



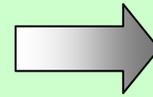
### 第3章 第二期地方分権改革に向けた改革提案（事例）

〔教育、子育て支援、まちづくり、災害対策〕

#### 1 教育 <事例：学級編制をはじめとした義務教育の運営・実施に関する制約>

学級編制・・・公立学校における学級編制の基準は、道府県教育委員会が決定（1学級40人が標準）

指定都市が、特色あるカリキュラムや児童生徒の実態に合わせた学級編制や教職員配置をしようとした場合



学級編制や教職員定数については、**道府県教委との協議・同意が必要**

現行制度の問題点

指定都市自らの意志のみで弾力的な学級編制を行い、教員の創意工夫を活かしていくことは困難

指定都市の教職員については・・・

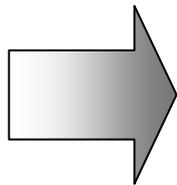
指定都市が任免権を有する

道府県が給与制度の決定や給与負担を行う

「ねじれ」  
の存在

現行制度の問題点

- ・ 人事施策上、大きな弊害
- ・ 指定都市と道府県で重複事務が生じ非効率



指定都市は、学校の設置管理者であると同時に教職員の任免権を有している

→ 地域の特性や保護者などの地域住民の意向も反映した施策を主体的にできるようにする必要がある

《指定都市の提案》

- 学級編制、教職員定数等に関する包括的な権限を指定都市に移譲すべき
- 県費負担教職員に係る経費の所要額全額について、税源移譲により確実な財源措置を講じるべき など

(現状)

例えば、小学校で…

3年生 児童数 41人

5年生 児童数 80人

21人

20人

40人

40人

担任 S

担任 A

担任 B

担任 C

5年生は40人×2クラスか…手のかかる子も多いし、ちょっと心配だなあ…  
3年生は41人か…  
1クラスにしてもS先生なら任せられるのになあ…



現状では、41人学級を編成することはできません！

**弾力的な学級編制が可能となるよう、包括的な権限を移譲すべき**

3年生 (1クラス)

5年生 (3クラス)

41人

27人

27人

26人

担任 S

担任 A

担任 B

担任 C

適材適所の人事配置を行うことにより、教育に直接携わる教員たちの創意工夫が活かしやすくなります！



(現状)

採用や勤務評定等

給与

指定都市教育委員会

道府県教育委員会



現状では、任命権は指定都市教育委員会、給与費は道府県負担と「ねじれ」が生じています

**教職員給与費や事務関係費などの所要額全額について税源移譲し、人事管理と給与費負担の「ねじれ」を解消すべき**

質の高い人材確保や長期的視野に立った人事管理が可能となります！



## 2 子育て支援

### <事例：乳幼児の保育・教育に関する国の関与>

保育所の運営にあたっては・・・

私立保育所の運営に係る国庫補助負担金 → **依然として残存**  
(公立保育所の運営に係る国庫補助負担金は廃止され税源移譲済)

施設整備に係る国庫補助負担金 → **交付金として残存**

国による様々な関与

現行制度の問題点

基礎自治体である市町村において一貫した子育て支援施策を講じにくい

保育所における保育を含めた子育て支援は、市民生活と密着した地域の役割

→ **指定都市**は、住民のニーズに応じた多様な保育を実現し、子育て環境の向上を図れるようにする必要がある

#### 《指定都市の提案》

○ 保育対策に係る国庫補助負担金をすべて廃止し、必要な財源は税源移譲により全額措置すべき など

(現状)

私立保育所の運営費は国庫補助負担金が残存

施設整備は交付金化されたが単年度のみ対象



現状では、保育対策に係る経費に依然として、国の関与が残っています

**保育対策に係る国庫補助負担金をすべて廃止し、必要な財源は税源移譲により全額措置すべき**

地域の特色を活かした保育所の設置とともに、住民ニーズに応じた多様な保育が実現できます！



一貫した施設整備や子育て支援施策が可能となります！

### 3 まちづくり

#### <事例：都市計画決定手続における道府県行政との重複>

##### 都市計画・・・

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用や道路・公園等の都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画

- ・市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する「都市計画」
- ・高速道路に関する「都市計画」

市域内にとどまるものでも

広域の見地から  
道府県が決定

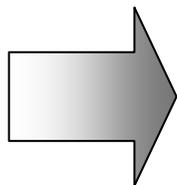
- ・用途地域に関する「都市計画」
- ・市街地開発事業に関する「都市計画」

指定都市が計画決定するが

国、道府県との協議、同意が必要

##### 現行制度の問題点

- ・ 指定都市で行った手続を、ほぼそのまま道府県の都市計画審議会に諮り計画決定するため、二重手続に
- ・ 国、道府県との協議、同意が必要なため、迅速な対応が困難



**指定都市**は、より大量、高密度、高効率な基盤整備によって我が国の活力を牽引する役割が求められている  
→ 地域の特性に応じたまちづくり施策を迅速かつ柔軟に行えるようにする必要がある

##### 《指定都市の提案》

- 指定都市の市域における「都市計画」は、指定都市が決定できるように権限を包括的に移譲すべき
- 都市計画決定における国土交通大臣又は道府県知事による協議、同意手続を廃止すべき

など

(現状)

- 市域内における「都市計画」の大半を指定都市が決定
- 一部の「都市計画」については、市域内にとどまるものであっても、道府県が決定

例えば、区域区分に関する「都市計画」決定は・・・

指定都市が  
地元への説明、調整  
素案を作成



道府県が  
ほぼそのままの案を  
都市計画決定

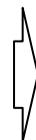


もっと効率的にできる  
のに・・・

**市域における「都市計画」を、指定都市が決定できるように権限を包括的に移譲すべき**

例えば、用途地域に関する「都市計画」決定は・・・

指定都市が  
地域住民の意向、  
地域特性をもとに  
案を作成



道府県の意見  
を添えて国と  
の協議、同意  
が必要



指定都市が  
都市計画決定



どうしてそんなに  
時間がかかるの？

**都市計画決定手続における国・道府県による協議、同意手続を廃止すべき**

地域住民の意向、地域特性に応じた迅速かつ柔軟なまちづくりが可能となります！



## 4 災害対策

### <事例：災害発生時における自衛隊の派遣要請に関する制約>

台風、地震などの災害発生時において、特に被害が甚大である場合には・・・

#### 道府県

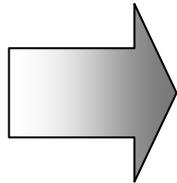
指定都市の求めに応じて防衛大臣に対し自衛隊の派遣要請

#### 指定都市

自らの権限で自衛隊の派遣要請はできない

#### 現行制度の問題点

道府県経由の派遣要請のため、対応の迅速性を損ねるおそれがある



#### 指定都市は、

災害対策を担う十分な能力を保有し、災害の状況に応じて関係道府県や自衛隊と連携が可能

→ 自らの判断によって、早期に被害の拡大防止・被災者への対応を行えるようにする必要がある

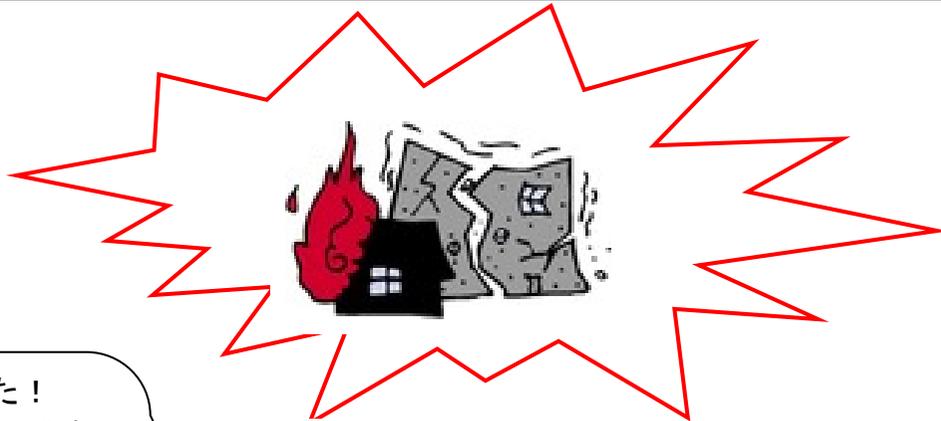
#### 《指定都市の提案》

○ 防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すべき

など

(現状)

災害発生時



現状では、指定都市は  
防衛大臣に直接、自衛  
隊の派遣要請をする  
ことができません！

災害が発生した！  
至急、自衛隊の派遣要  
請だ！

… 防衛大臣に直接、  
派遣要請ができないの  
で、知事に依頼しなけ  
れば、いけないな。



指定都市



依頼



道府県



要請



自衛隊

**防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すべき**



指定都市



要請



自衛隊

災害発生時に、自らの判断によ  
って、より迅速に被害の拡大防  
止や被災者への対応を行うこ  
とができます！